

文京区がん患者ウィッグ購入等費用助成Q & A

区分	質問	回答
制度・申請	申請できる回数は何回ですか。	申請は対象者一人につき生涯で2回までです。
	通院のために一時的に文京区に住んでおり、住民票はうつしていません。申請できますか。	いいえ。対象になるのは、申請時点で文京区に住民登録がある方です。
	未成年の子どもに購入したものについて、保護者が申請する場合はどうしたらよいですか。	申請書の「助成対象者」欄に、対象のお子様の情報を記載してください。「振込先」がお子様の口座の場合は「申請者」はお子様本人名で記載してください。「振込先」が保護者の口座の場合は「申請者」は保護者名で記載し、併せて申請者が助成対象者の保護者であることが確認できる書類（母子手帳、住民票、戸籍抄本等）を提出してください。
	手術や抗がん剤治療を受けたのは数年前になりますが、対象になりますか。	手術や抗がん剤の施術日は問いませんが、現在も治療（定期健診を含む）を行っており、購入やレンタル等した日から1年以内の商品が対象です。
	一人につき2回まで申請できるとありますが、同時に2回分申請してもよいですか。	よいです。例えば10万円を超えるウィッグを2点申請したい場合、ウィッグ1点目を1回目の申請、ウィッグ2点目を2回目の申請として数えます。ただし、申請書は1回の申請につき1枚（電子申請の場合は1回の申請につき1回の入力）が必要です。同時に2回分申請する場合は、お手数ですが、申請書を1枚ずつご用意ください。 ※2回分の申請を同時にした場合はそれ以降申請はできませんのでご注意ください。
	1回の申請で購入した店舗が異なる複数の商品をまとめて申請することはできますか。	できます。複数の商品をそれぞれ別の店舗で購入した場合でもまとめて申請できます。申請する際は商品それぞれについて、購入品目、購入点数、それぞれの商品1点分の金額が分かる書類（領収書等）をご提出ください。（領収書を一つにまとめる必要はありません。）
	1回の申請で購入日が異なる商品をまとめて申請したいのですが、申請期限はいつですか。	1回の申請で購入日の異なる複数品をまとめて申請する場合は、最も古い購入日で起算して購入日から1年以内が申請期限です。例えば、2025年4月10日と2025年7月10日に購入した商品をまとめて申請する場合、2026年4月9日が申請期限です。
	1回の申請でウィッグと胸部補整具、といった種類の違う品物の組み合わせも可能ですか。申請の際、個数制限はありますか。	商品の組み合わせは自由で個数制限はありません。令和7年4月から複数商品の購入等に要した経費を合算して申請できるようになりました。例えば、ウィッグ1点・胸部補整具3点をまとめて申請する場合、その申請を1回と数えます。

	洗い替え用に全く同じ補整下着を3着買いました。まとめて申請できますか。	はい。1回の申請でまとめて申請可能です。複数商品をまとめて申請する場合、その申請を1回と数えます。助成対象者氏名・購入日・購入品目・購入点数・領収書発行者名のすべてが記載された領収書等をご提出ください。
	抗がん剤治療開始前にウィッグを購入しました。申請可能ですか。	可能ですが、添付書類の一つに脱毛の副作用が生じる抗がん剤を使用したことが分かる書類（診療明細書等）が必要です。書類をご準備できた段階で、助成対象品購入から1年以内にご申請ください。
	ウィッグスタンドと専用のケア用品を買いましたが、一緒に申請できますか。	保管やお手入れのための商品は助成対象外のため、申請できません。
助成対象金額	助成金額はいくらですか。	1回の申請につき上限10万円です。1回の申請額が10万円未満の場合はその額（100円未満切捨て）です。
	助成金額に消費税は含まれますか。	はい、含みます。（注）外税の場合は、助成対象外の商品の消費税分は除いた額を申請してください。
	ポイントやクーポン券を利用して購入したが申請できるか。	購入者が実際に負担した金額が対象となります。購入費用の一部にポイントやクーポンを使用した場合、実際に負担した金額の申請ができます。（例えば、10000円の商品に2000円分のポイントを利用し、8000円支払った場合は8000円が助成対象です。）
	商品を購入する際に送料や手数料がかかりました。助成対象となりますか。	いいえ。送料や手数料は対象になりません。
	令和6年度までに既に助成を受けていますが、1回につき1つの商品までだったので、拡充後の助成額との差額をもらうことはできますか。	いいえ。差額分を助成することはありません。
	美容院でウィッグ購入時に、ヘアカットやセットもしてもらいましたが、これも助成対象になりますか。	いいえ。ヘアカットやセットに要した経費は助成対象外です。ただし、カット込みのウィッグであれば、そのまま助成対象品の費用として対象になります。
レンタル	レンタル使用をしているため、毎月使用料を払っています。この場合の申請はどうしたらよいですか。	申請回数を複数回に分けることは出来ないため、一つの商品のレンタルに要した費用の領収書（※）をまとめて申請してください。その際、レンタル開始日の翌日から起算して1年以上過ぎた領収書の分は助成できませんので、ご注意ください。（※）初期費用や各月のレンタル料の内訳が分かるものをご用意ください。

	レンタルの場合の申請期限はいつですか。	レンタルの場合は、レンタル開始日から起算して1年以内が申請期限です。（例えば、2025年5月1日にレンタルを開始した場合、2026年4月30日が申請期限です。レンタル開始から1年以上経過した領収書の分は助成対象外ですのでご注意ください。）
助 成 対 象 品	ウィッグや帽子は医療用に限りませんか。	がんの治療に伴う脱毛によりウィッグや帽子を必要としていれば、医療用に限らず対象になります。
	ウィッグの部分かつらは対象になりますか。	はい。部分かつらも対象になります。
	脱毛をカバーするための帽子は助成対象となりますか。	はい。対象となる帽子は医療用に限りません。
	胸部補整具とはどのようなものですか。	手術療法による乳房の形状を補整するためのさまざまなサイズや形・材質のパッドと専用の補整下着です。（パッドカバー等の附属品や手術時の創部保護用の胸帯、入浴時のバスタイムカバーは対象外です。）
	一般的なブラジャーやカップ付インナーは対象になりますか？	対象外です。本事業はがん治療に伴う外見の変化に対するケア（アピアランスケア）の一つとして胸部補整具を助成対象としています。あくまでも手術療法による乳房の形状を補整するための専用のパッドや補正下着が助成対象となります。そのため、手術の傷跡に優しいこと等を理由に購入した一般的な下着は対象外となります。
	エピテーゼとはどのようなものですか。	手術療法による欠損部分を補完するために体表に取り付ける人工補整物です。シリコン製の人口乳房や人工ニップル等で直接肌に張り付けて使用するものです。（着脱に必要なテープや保護剤、リムーバー等の消耗品や再建術等で体内に埋め込まれたものは対象外です。）
	現在も治療中ですが、必要書類のうち脱毛症状を呈する薬剤名の書かれた書類を処分してしまいました。どうしたらよいですか。	医療機関に抗がん剤使用時の診療明細書の再発行ができるかご相談ください。なお、書類の発行手数料は助成対象外です。
	現在も治療中ですが、乳房切除術を受けたのは20年前で手術を受けたことを証する書類が手元にありません。どうしたらよいですか	主治医に相談し、助成対象者本人の氏名及びがんで手術を受けたことが分かる記載のある書類をご準備ください。なお、書類の発行手数料は助成対象外です。

必要書類	1点のみしか購入していないため、領収書に内訳が書いていませんが提出可能ですか。	いいえ。購入商品が1点であっても、助成金申請額が商品1点分の金額か否かを確認させていただきます。「但し、医療用ウィッグ1点分として」のように数量・内訳を領収書の件名に記載する、もしくは、領収書と併せて、数量・内訳が確認できる書類（金額明細、納品書等）をご提出ください。
	複数商品を同時に1回で申請する場合、領収書はどのように用意するとよいですか。	助成金申請額の内訳が分かる内容で提出してください。領収書の場合は、「医療用ウィッグ1点〇〇円、ウィッグ装着用ネット1点〇〇円 合計××円」のように内訳を記載してもらってください。
	ウィッグと別のお店で胸部補整下着を購入しました。領収書はどうしたらよいですか。	それぞれの店舗の助成対象者氏名（フルネーム）、購入日やレンタル開始日、購入品目・購入金額及びその明細、領収書発行者名のすべてが記載された領収書等をご用意ください。
	インターネットで購入したため領収書がありません。どうすればよいですか。	インターネット上で領収書が発行される場合もあるためご確認ください。領収書が発行されない場合は、納品書やクレジットカードの請求明細など、申請者の氏名・購入日・金額・購入点数・助成対象品名の記載がある書類を提出してください。